

改正案	現行
<p data-bbox="120 282 1115 357">国内の鳥類における鳥インフルエンザ(H5N1)発生時の調査等について 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長</p> <p data-bbox="107 408 1115 687">今般、高病原性鳥インフルエンザのうち鳥インフルエンザ(H5N1)に感染し、又は感染した疑いのある鳥類(以下「感染鳥類」という。)を認めた場合の、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第15条に基づく調査及び同法第29条に基づく措置等について、下記のとおり定めることとしたので、貴職におかれては、関係者への周知等、対応に遺漏なきよう特段の配慮をお願いする。</p> <p data-bbox="107 699 1115 898">また、野鳥における鳥インフルエンザ(H5N1)発生時の対応については、「野鳥等における鳥インフルエンザ(H5N1)の発生への対応について」(平成20年10月1日健感発第1001001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)によることとしてきたところであるが、当該通知については、関係課と調整の上、これを廃止することとしたので、併せて了知願いたい。</p> <p data-bbox="107 909 1115 984">なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。</p>	<p data-bbox="1155 282 2150 357">国内の鳥類における鳥インフルエンザ(H5N1)発生時の調査等について 厚生労働省健康局結核感染症課長</p> <p data-bbox="1142 408 2150 1106">高病原性鳥インフルエンザが国内の鳥類で発生した場合の措置等については、これまでに「高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について」(平成16年2月27日付け医政経発第0227001号・健感発第0227001号・食安監発第0227002号厚生労働省医政局経済課長・健康局結核感染症課長・医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)、「養鶏関係者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御のための留意点について」(平成16年3月10日付け健感発第0310002号本職通知)、「国内における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う疫学調査について」(平成16年4月5日健感発第0405001号本職通知)、「高病原性鳥インフルエンザの国内発生時の措置について」(平成16年12月22日付け健感発第1222001号本職通知)、「家きん農場の従業員等に対する健康調査の実施について」(平成17年7月14日健感発第0714001号本職通知)、「H5N2亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルス感染家きんの防疫措置における抗インフルエンザウイルス薬の予防投与について」(平成17年7月29日健感発第0729002号本職通知)及び「養鶏関係者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御のための留意点について」(平成18年1月10日健感発第0110001号本職通知)によることとしてきたところである。</p> <p data-bbox="1142 1117 2150 1441">今般、高病原性鳥インフルエンザのうち鳥インフルエンザ(H5N1)に感染し、又は感染した疑いのある鳥類(以下「感染鳥類」という。)を認めた獣医師又は感染鳥類の所有者より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第13条第1項の届出を受けた場合の同法第15条に基づく調査及び同法第29条に基づく措置等について、下記のとおり定めることとしたので、貴職におかれては、関係者への周知等、対応に遺漏なきよう特段の配慮をお願いする。</p>

記

第1 (略)

第2 通常時の留意点等

1. 家きん農場における感染予防

家きん農場における感染予防に万全を期すため、以下のことに留意するよう、家きん農場の従業者等に周知すること。

(1) 日頃より健康管理に留意し、作業中は専用の作業服、マスク、帽子、手袋及び長靴を着用するなどの通常の衛生対策を徹底するとともに、作業後は、手洗いを励行すること。また、発熱等の健康状態の異常が認められた場合には、速やかに医療機関を受診すること。なお、受診の際に家きんとの接触の機会があったことを医師に伝えること。

(2)・(3) (略)

2 (略)

3. 野鳥等からの感染予防

死亡又は衰弱した野鳥等並びにその排泄物(以下「死亡野鳥等」という。)を発見した者に対し、以下のことに留意するよう周知すること。

(1) 死亡野鳥等に直接触れないようにすること。

(2) 死亡野鳥等に触れた場合は、手洗いを励行すること。また、発熱等の健康状態の異常が認められた場合には、速やかに医療機関を受診し、死亡野鳥等との接触の機会があったことを医師に伝えること。

また、鳥インフルエンザ(H5N1)以外のインフルエンザが発生した場合においては、その感染性及び病原性に応じて改めて対応を定めることとし、本通知の施行に伴い、上記通知については関係課と調整の上、これを廃止することとしたので、併せて了知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

記

第1 (略)

第2 通常時の留意点等

1. 家きん農場における感染予防

家きん農場における感染予防に万全を期すため、以下のことに留意するよう、家きん農場の従業者等に周知すること。

(1) 日頃より健康管理に留意し、作業中は専用の作業服、マスク、帽子、手袋及び長靴を着用するなどの通常の衛生対策を徹底するとともに、作業後は、うがいや手洗いを励行すること。また、発熱等の健康状態の異常が認められた場合には、速やかに医療機関を受診すること。なお、受診の際に家きんとの接触の機会があったことを医師に伝えること。

(2)・(3) (略)

2 (略)

3. 野鳥からの感染予防

野鳥はどのような病原体を保有しているか分からないことから、以下のことに留意するよう死亡野鳥等を発見した者に周知すること。

(1) 死亡野鳥に直接触れないようにすること。

(2) 死亡野鳥に触れた場合は、うがいや手洗いを励行すること。また、発熱等の健康状態の異常が認められた場合には、速やかに医療機関を受診し、死亡野鳥との接触の機会があったことを医師に伝えること。

第3 発生が疑われた場合の留意点等

1. 農場の従事者等における留意点

家きん農場において、家きんの異常死の増加等により鳥インフルエンザ(H5N1)の発生が疑われた場合の感染予防として、以下のことに留意するよう家きん農場の従業者等に周知すること。

(1)・(2) (略)

2. 死亡野鳥収容者等における留意点

野鳥において、鳥インフルエンザ(H5N1)の発生が疑われた場合の感染予防として、以下のことに留意するよう死亡野鳥等の収容等を行う者等に周知すること。

(1)鳥インフルエンザ(H5N1)の感染の有無が確認されるまでの間は、住民や観光客等が死亡野鳥等に接触しないよう死亡野鳥の収容等の措置を講じるとともに、必要に応じて死亡野鳥等の発見・収容場所の消毒等の措置に努められたいこと。

(2)死亡野鳥等を収容する場合には、適切なPPEを着用するなど、必要な感染防御措置を講じること。

(3)死亡野鳥等と接触した者について、鳥インフルエンザ(H5N1)の感染が確認された場合に速やかに健康観察が行えるよう、関係部局と連携して、接触者の特定作業を開始すること。

3. 防疫作業従事者等への注意喚起

都道府県知事等は、感染鳥類又はその排泄物等(以下「感染鳥類等」という。)の防疫作業に従事する者に対して、以下のことを指導すること。

(1)作業前後の健康状態を把握すること。

(2)作業従事に当たっては、手洗いの励行や、適切なPPEの着用等、必要な感染防御手段を講ずるよう徹底すること。

(3)従事に当たっては体調に十分留意すること。

第4 発生時の調査等

第3 発生が疑われた場合の留意点等

家きん農場において、家きんの異常死の増加等により鳥インフルエンザ(H5N1)の発生が疑われた場合の感染予防として、以下のことに留意するよう家きん農場の従業者等に周知すること。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

第4 発生時の調査等

1. 積極的疫学調査

関係部局と協力連携し、感染鳥類等に接触したすべての者(以下、「接触者」という。)について、感染鳥類等との接触の状況について確認を行い、接触の状況に応じ、以下の対応を実施すること。なお、質問又は調査が速やかに実施できるよう、接触者の連絡先等を確認しておくこと。

1. 感染鳥類等と直接接触した場合

(1) 保健所又は衛生部局により、適切な PPE を装着して感染鳥類等を取扱ったが、作業過程において適切な感染防護がなされていなかった可能性があると判断された者(※1)

※1に相当する例

- ・ 適切な PPE(防護服、帽子、手袋、N95 マスク、ゴーグル)のいずれかを着用せず、感染鳥類等を取り扱った者
- ・ 適切な PPE を装着して感染鳥類等を取り扱ったが、作業途中にその一部を外した(その一部が外れた)者
- ・ 適切な PPE を装着して感染鳥類等を取り扱ったが、作業終了後に適切な方法・場所※※で脱衣をしなかった者

ア. 健康調査

(略)

イ. 抗インフルエンザウイルス薬の投与

曝露状況等を考慮した臨床判断の下、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うことを推奨する。

(2) 保健所又は衛生部局により、適切な PPE を装着して感染鳥類等を取扱い、作業過程において適切な感染防護がなされていたと判断された場合(※2)

※2に相当する例

- ・ 適切な PPE を装着して感染鳥類等を取扱い、作業終了後も適切な方法・場所※※で脱衣を行った者

ア. 健康調査

(略)

関係部局と協力連携し、感染症法第 15 条に基づき周辺の鳥類等の感染状況、感染原因等の調査を行うこと。また、感染鳥類又はその排泄物等(以下「感染鳥類等」という。)に接触したすべての者(以下「接触者」という。)について、感染鳥類等との接触の状況に関する質問を行い、接触の状況に応じ、以下の必要な調査等を実施すること。なお、質問又は調査が速やかに実施できるよう、接触者の連絡先等を確認しておくこと。

(1) 感染鳥類等と直接接触し、その際に適切な PPE を着用していなかった者

ア. 健康調査の内容

(略)

イ. 抗インフルエンザウイルス薬の投与

感染鳥類等と直接接触し、その際に適切な PPE を着用していなかった者の明示の同意が得られた場合については、予防投与が行われるようにすること。

(2) 適切な PPE を着用した上で、感染鳥類等と直接接触した者

ア. 健康調査の内容

(略)

イ. 抗インフルエンザウイルス薬の投与

予防投与は推奨しない。

※※「適切な場所」とは、換気が十分かつ他者との距離が離れている所を指す。密室など換気不十分な所での脱衣は不適切である。

2. 感染鳥類等との直接接触がない場合（発生場所の周辺地域に居住等をしている者等）

ア. 健康調査

（略）

イ. （略）

（削除）

第5～第8（略）

イ. 抗インフルエンザウイルス薬の投与

適切なPPEを着用した上で、感染鳥類等と直接接触した者の明示の同意が得られた場合については、予防投与が行われることが望ましい。

(3) 感染鳥類等との直接の接触はないが、発生場所の周辺地域に居住等をしている者

ア. 健康調査の内容

（略）

イ. （略）

2. 感染予防のための指導

都道府県知事等は感染鳥類等の防疫作業に従事する者に対して、以下のことを指導すること。

- ① 作業前後の健康状態を把握すること。
- ② 作業従事に当たっては、手洗いやうがいの励行や、適切なPPEの着用等、必要な感染防御手段を講ずるよう徹底すること。
- ③ 従事に当たっては体調に十分留意すること。

第5～第8（略）